笠岡市建設工事共同請負制度事務処理要綱の新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| （共同企業体の構成） | （共同企業体の構成） |
| 第４条　共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）の資格は，次の要件を満たす者とする。 | 第４条　共同企業体を構成する建築業者（以下「構成員」という。）の資格は，次の要件を満たす者とする。 |
| （１）　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２３に定める経営に関する事項の審査を受けた建設業者であって，参加資格規程第６条の規定によりA級（市内に主たる営業所を設置しているものにあっては，C級以上）に格付されている者 | （１）　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２３に定める経営に関する事項の審査を受けた建設業者であって，参加資格規程第６条の規定によりA級（市内に主たる営業所を設置しているものにあっては，B級以上）に格付されている者 |
| （２）～（４）　（略） | （２）～（４）　（略） |
| ２・３　（略） | ２・３　（略） |